

2019年度版

# 子どもたちの 未来へつなぐヒント集

～切れ目のない支援を目指して～



福島県教育庁  
県北教育事務所

# すべての子どものよさや可能性を最大限に引き出すために ～特別支援教育の視点から～



通常の学級にも学びや学校生活に困難さを感じながら過ごしている子どもたちがいます。どうすればいいのでしょうか？

まずは、すべての子どもにとって分かりやすいユニバーサルデザインの視点で学級全体を支援し、見通しをもって安心して学び、生活することができる環境づくりを行います。その上で、特別な支援が必要な子どもに個別の支援を行うことが有効です。



学級全体への支援と個別の支援をバランスよく行き、自己有用感、自己肯定感を育み、すべての子どものよさや可能性を引き出していきましょう！



## ～ 困難さに対する個別の支援 ～

学びの  
困難さには

- Aさんは、授業中に集中が途切れてしまう。
  - 座席の位置を工夫する。(廊下側や窓側は避ける、支援しやすい前列や見本になる友達の近くに作る等)
  - 活動の終わりを具体的に示す。

- Bさんは、整理整頓が苦手なため、授業準備や課題への取組が遅れる。
  - 何をどこに置くのかを具体的に決めて写真で示す。
  - ケースにしまう、ファイルに綴じるまでを活動にして、学級全体で取り組む。

- Cさんは、板書を書き取るのに時間がかかる。
  - 個別にワークシートを活用して書く内容を精選する。
  - 書く内容が多い場合には、特別支援教育支援員がホワイトボードなどに書き写し、それを見ながら書き取る。

## 高めよう！ 自己有用感！ 自己肯定感！

## ～ 学級全体へのユニバーサルデザイン ～



### 学習環境を整えましょう！

- 黒板や黒板周りには、その授業に関係するもののみ掲示する。
- 板書を構造化する。(チョークの色使いの統一、学習の流れを示すなど)
- 刺激になるものをカーテンや布で覆う。
- 予定を変更する場合は必ず予告する。(変更となった活動はいつ行うのかも伝える)
- 基準が明確で分かりやすい学級ルールをつくる。



### 分かりやすく伝えましょう！

- 「大事なことを一度だけ言います。」など、子どもの注意を引きつけてから話す。
- 指示は短く、具体的に伝える。
- 重要なことは、板書する。
- 絵や図、文字などを用いて指示内容や順序を可視化し、見通しがもてるようにする。
- 教師の視線、しぐさ、声の大きさやトーンを変化させるなど、子どもへの伝わりやすさを考える。



### 称賛し、認めましょう！

- 得意なこと、興味・関心があることに注目する。
- よさや得意なことを生かし、人の役に立った、人に喜んでもらった等の経験ができるようにする。
- 頑張りを認め、あたりまえのことを自然に行っている子どもへの称賛を忘れない。
- ※ 他人への迷惑行為などに対しては、譲らない姿勢で接することが大切です。約束事は学級全体で共有しましょう。

困難さに対する個別の支援内容については、「学習指導要領解説 自立活動編」などを参考に先生方で検討した上で、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に盛り込みます。担当する先生方で共有、活用し、進級、進学時には適切に引き継ぐようにしましょう。



2つの計画の様式や作り方は、特別支援教育センターHP掲載の「コーディネートハンドブック」を参考にしてください。

# 学びの困難さに応じた指導の工夫！



学びにくさに応じた工夫にはどんなものがあるのでしょうか？  
詳しく知りたいのですが、何か参考になるものはありますか？

小・中学校学習指導要領解説各教科編には、「10の視点」で困難さを見取り、  
それに応じた指導内容や指導方法の工夫が示されました。



## ◇ 困難さ【10の視点】

- ① 見えにくさ                      ② 聞こえにくさ                      ③ 道具の操作の困難さ
- ④ 移動上の制約                    ⑤ 健康面や安全面での制約        ⑥ 発音のしにくさ
- ⑦ 心理的な不安定                ⑧ 人間関係形成の困難さ
- ⑨ 読み書きや計算等の困難さ    ⑩ 注意の集中を継続することが苦手

特別支援教育センターHP掲載の「コーディネートハンドブック」には、学習  
指導要領各教科解説編に対応した具体的な実践事例が、教科ごとに掲載されてい  
ます。



教科書がうまく  
読めないよ・・・



Ⅲ-1-1-1-1の特性等に応じた必要な指導や支援のために ☆①情報補助資料

## ☆障がいのある児童生徒などへの配慮 ～国語編～

小学校学習指導要領解説国語編・中学校学習指導要領解説国語編に  
掲載されている内容をまとめました。

### 【小学校 国語の配慮例】

#### 1 文章を目で追いながら音読することが困難な場合

【10の視点\*】から予想される困難さ

(例) ①見えにくさ ⑨読み書きや計算等の困難さ ⑩注意の集中を継続することが苦手

<そのための指導の工夫の意図、手立て>

自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら  
読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意する  
こと、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意  
すること、読む部分だけが見える自動具（スリット等）を活用することな  
どの配慮をする。



Dさんは、一行とばして読  
んでしまうことが多いわ。ど  
んな「困難さ」があるのだろ  
う？【10の視点】からする  
と、①・⑨・⑩かな？



Dさんは行を追って読むことが難しいのかな。  
工夫の意図・手立てに書いてあるように、教科書  
をちょっと拡大コピーして、読む行に定規を当て  
て読むようにさせてみよう！



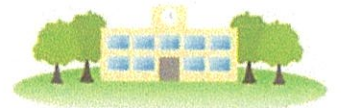
文字が大きくて、見やす  
いな！定規を当てている  
からどこを読めばいいか  
分かりやすくなった！



障がいのある子どもを指導する場合でも、教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、  
学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意し、指導や手立てを工夫してい  
くことが大切です。

小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のための

# コーディネートハンドブック について



## 福島県 特別支援教育センター

〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台4-1  
TEL 024-952-6497 FAX 024-952-6599  
教育相談専用TEL 024-951-5598



～「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進します～

▶ コーディネートハンドブック

メニューバーを  
クリック!

「小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック」は、小学校・中学校・高等学校に関係する皆さん向けの、インクルーシブ教育を推進するために必要な情報を提供するものです。

各学校の実情に向き合い、「読みやすい」「実施しやすい」をコンセプトに作成しました。本センターのWebページから、見たい内容のタイトルをクリックするだけで、必要な情報が手に入り、すぐに活用できるアイデアも満載の資料集です。

今後も法令等の改正に伴い、常に最新の内容に改訂を行っていく新しい形式の進行型ハンドブックとして、ぜひ御活用ください。



## 掲載情報

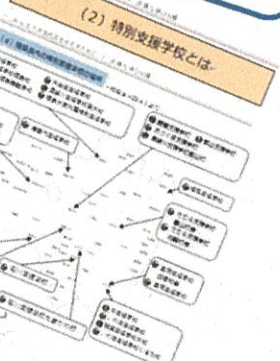
**(2) インクルーシブ教育システムとは**

「福島県特別支援教育コーディネーター養成研修」受講者への研修資料として作成された「インクルーシブ教育システムとは」は、各学校の実情に合わせた活用が可能な資料です。

「インクルーシブ教育システムとは」は、各学校の実情に合わせた活用が可能な資料です。

「インクルーシブ教育システムとは」は、各学校の実情に合わせた活用が可能な資料です。

法令・制度等  
必要な情報を  
選んで入手!!



「おいしい」って何?」

校内の理解啓発  
授業に生かせる情報も満載!

## ポイントは3つ

- ① 「短時間で読める内容」
- ② 「すぐに使える情報」
- ③ 「具体的な実践例」

この3つを大切にして作成しています!

インクルーシブ教育システム推進に向けた取組のため、校内にいる誰もが活用でき、自分たちで人や情報を活用しながら、特別支援教育をコーディネートできるような内容になっています。『疑問に即答!』『コピーして校内研修に使用!』 使い方は自由です!

「コーディネートハンドブックの活用にあたって」

知りたいこと！の検索

「インクル？」「通級？」  
よく耳にするけど、実際は…  
分からない言葉？ 学びの場？

第Ⅰ章「みんなで共生社会  
を目指すために」

【共生社会】【インクルーシブ教育システム】  
【発達障害者支援法】【通級】【特別支援  
学級】【特別支援学校】等

みんなが認め合う学校にするには？  
校内の支援体制って具体的には？

第Ⅱ章「インクルーシブ教  
育システム推進のために」

【多様性に応じた学級・授業】【実践例】  
【全学的な教育支援体制】  
【「気になる児童生徒」  
のための校内把握シート】等

気になる児童生徒に  
どう支援すればいいの？

第Ⅲ章「気になる児童生徒の  
支援や指導の充実のために」

【障がいのある児童生徒などへの各教科の  
配慮】  
【合理的配慮について】  
【個別の教育支援計画】  
【個別の指導計画】等

保護者、関係機関との連携、  
具体的には？連携先の情報は？

第Ⅳ章「校外の機関との連携  
のために」

【保護者との連携】  
【SC・SSW との連携】  
【医療との連携】  
【福祉との連携】  
【就労】  
【教育相談力向上】  
【連携機関情報】等

他の学校の取り組みは？  
何をやっているの？

第Ⅴ章「具体的な実践から学  
ぶために」

【小・中学校、高等学校の具体的実践】

## 見え方で心配なことはありませんか？

見えにくさのある子どもには、次のような様子が見られることがあります。

- 本を読んだり字を書いたりするとき、極端に目を近付けて見る
- 顔を傾けたり斜めにしたりして見る
- 人と向かい合うときに視線が合わない
- 不慣れな場所で、物にぶつかったり段差でつまずいたりする
- 明るいところで極端にまぶしがる
- 暗がりでは行動がゆっくりになる

生まれてからずっと見えにくい状態が続いていると、自分自身で見えにくさに気付くことができません。そのため本人から見えにくさを訴えることはなく、周りも本人の見えにくさに気付かないことがあります。



見えにくさがある場合、環境を整えたり便利な補助具を活用したりすることで学習のしやすさが向上します。

例えば・・・

- 教材を工夫する ⇒ 文字の大きさやフォントを適切なものに変える
- 教室環境を整える ⇒ 見え方の特性に合わせて照度を調整する
- 指導法を工夫する ⇒ 指示語を使わず具体的な言葉で伝える 等

見えにくさのあるお子さんは一人一人見え方が違います。そこで、まずはお子さんの見え方を把握し、見え方に合わせた配慮を考えることが大切です。また、見えにくさからくる困難さを子どもが自ら解決していけるよう、学年や発達段階に応じて必要な知識・技能を身に付けられるよう指導していくことも大切です。

【気になることがあったらご相談ください】

地域支援センター 目の相談室 のびのび

Tel 080-7347-3908 (教育相談直通)

E-mail shien-gr@fcs.ed.jp (教育相談専用)

(県立視覚支援学校内 福島市森合町6番34号 Tel024-534-2574)

※ 本地域支援センターは県内全域の0歳から成人までの見えにくさのある方、関係者の方も相談の対象としております。また、小中学校等を対象に視覚障がい体験の出前授業、先生方を対象とした見えにくさに関する研修支援も行っております。詳細はお問い合わせください。

補聴器・人工内耳をしている子 **本当は困っています。** とも言えない、気付けない…。

問題行動もなく、困っていないですよ。



聞こえてるし話せるし…



学習にもついていけるし…



落ち着いて集団行動できるし…



ところが、その裏には…

自分のことは言えるが、話し合いでは周りの音がじゃまで聞き取りにくい。

低学年のうち、聞き逃しをカバーできる。高学年になると、聞き逃しから、難しい内容についていけなくなることがある。

体育や休み時間、騒がしいところでは聞こえないが、見れば一緒に動ける。

100%聞こえる世界を経験していないので、

**20%聞こえないと言えないんです。気付けないんです。**

**なんとなくできているように見えてしまう。**

これが、補聴器・人工内耳をしている子の表に出にくい困り感＝学びにくさ

しかし、**聞き取りやすくする工夫・学びやすくする工夫**は、すぐできます！

注目を引き付けて、静かになったら、目を見て話す！

前から2列目窓よりの席

難しい言葉は…  
繰り返す。  
板書する。



たった、これだけで仮に聞き逃していた20%を10%いや5%に減らせます。さらに詳しいヒントは、コーディネートハンドブック(特別支援教育センター)または下記までお問い合わせください。

0歳からのきこえやことばの相談・支援を行っています。

地域支援センター

**みみらんど ふくしま**



きこえやことばで気になることがある方、お気軽にご連絡ください。  
TEL・FAX 024-531-5013 (福島県立聴覚支援学校福島校内)

<支援内容>

- 乳幼児教育相談 (0歳～未就学児)
- 教育相談 (幼・小)
- 保育園・幼稚園・小中高等学校への支援 (対象:子ども、教員)
- 難聴理解出前授業





### 3 特別支援教育 研修講座コンテンツ

#### 多様なニーズに応じた研修プログラムを提案

100以上ある講義の中から、ニーズに合わせた講義を提案しています。  
下記はその一部の紹介です。講義及び研修プログラムは、随時、更新してまいります。

##### 通級指導の担当者になったら

<通級による指導に関する基礎的知識>

- ①「通級による指導」の成立とその意義
- ②多様な学びの場  
(2)小学校・中学校等
- ③「個別の指導計画」の作成と活用
- ④特別支援教育におけるカウニング技法
- ⑤特別支援教育コーディネーター  
-役割と活動を中心-
- ⑥障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援

##### 通級指導の担当者になったら

<障害種別の指導>

- ①発達障害のある子どもへの通級による指導
- ②自閉症のある児童生徒の自立活動の指導
- ③言語障害のある児童生徒の理解と指導 1  
-構音障害・吃音障害-
- ④言語障害のある児童生徒の理解と指導 2  
-言語機能の基礎的事項の発達と遅れや  
遅りに関する障害-
- ⑤聴覚機能の理解と指導
- ⑥措置障害教育における自立活動の指導と  
情報機器の活用
- ⑦特別学級における指導と学習支援

##### 特別支援教育コーディネーター になったら

- ①共生社会の形成に向けたインクルーシブ  
教育システムの構築
- ②インクルーシブ教育システム構築のための  
特別支援教育の推進
- ③理念と基本的な考え方  
(2)小学校・中学校等
- ④特別支援教育コーディネーター  
-役割と活動を中心-
- ⑤「個別の指導計画」の作成と活用
- ⑥インクルーシブ教育システムの構築

##### 特別支援学級（知的障害）の担任 になったら

- ①共生社会の形成に向けたインクルーシブ  
教育システムの構築
- ②多様な学びの場  
(2)小学校・中学校等
- ③知的障害の理解と教育の対応の基本
- ④知的障害教育における教育課程の編成  
-各教科等における指導の工夫-
- ⑤知的障害教育における自立活動の指導
- ⑦知的障害教育における領域・教科を含む  
せた指導

##### 小・中学校の管理職になったら

- ①多様な学びの場  
(2)小学校・中学校等  
-門性と研修-
- ②特別支援教育コーディネーター  
-役割と活動を中心-
- ③「個別の指導計画」の作成と活用
- ④合理的配慮と基礎的環境整備
- ⑤小・中学校に在籍する健康面に配慮が必  
要な児童・生徒の理解（準備中）
- ⑦小学校・中学校管理職のための特別支援  
学級における教育課程編成（準備中）

##### すべての教職員を対象に： 本人・保護者に寄り添った指導・支援 のために

- ①障害のある児童生徒等に対する早期からの  
一貫した支援
- ②合理的配慮と基礎的環境整備
- ③特別支援教育におけるカウニング技法
- ④検査の意義とアセスメント-アセスメント  
の目的と意義-
- ⑤教育と福祉・医療との連携

<講義配信を研修会等でご利用いただく際のおお願い>

- ・資料の著作権は、本研究所にあります。スライド資料を配布する場合は、出典先を  
明記していただくよう、お願いいたします。
- ・営利目的の研修会等では、本講義配信の使用をご遠慮願います。

NISE 講義配信  
特別支援教育  
研修講座コンテンツ

## 特別支援教育 研修講座コンテンツ

～インクルーシブ教育システムの構築と推進を担う教職員と全ての関係者のために～



本研究所では、障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質能力向上を  
図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信を行っていま  
す。また、特別支援教育についてご理解いただくために、保護者や福祉・医療従  
事者の皆さまにも視聴していただけます。

講義タイトルの一覧及び個人登録申込先はこちらから  
URL : <http://www.nise.go.jp/cms/9,0,20.html>



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

## 特別な支援を必要とする児童に関する進学時の引継ぎについて（例）

本例は、ある中学校区で行われている引継ぎの実践、関係法令、文献等を基に作成しました。

### 1 引継ぎのねらい

- (1) 中学校進学に際し、本人・保護者の理解と承諾の得られた特別な支援を必要とする児童について、小学校から中学校に必要な情報を引き継ぐことにより、切れ目のない学びと支援を提供できるようにする。
- (2) 本人、保護者の中学校における生活に対しての不安等を丁寧に聞き取り、必要に応じて学校見学や中学校での教育相談を実施し、見通しをもち、安心して中学校進学を迎えられるようにする。

### 2 引継ぎに関する留意点

- (1) 小学校及び中学校の校長は相互に連携を図り、特別な支援を必要とする児童に関する引継ぎを确实、丁寧に行えるよう年間計画に位置付ける。
- (2) 校長の指示の下、小学校及び中学校の特別支援教育コーディネーター（Co）を中心に準備し、実施する。
- (3) 特別支援学級及び通級による指導教室に在籍する児童に関しては、本人、保護者の理解と承諾の下、引継ぎを行うこと。引継ぎには、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、記録等を活用するよう努める。
- (4) 通常の学級に在籍する児童で、特別な支援を必要とする児童に関しては、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の有無に関わらず、本人、保護者の理解と承諾の下、引継ぎを行う。
- (5) スクールカウンセラー（SC）を適宜活用する。
- (6) 引継ぎに際して、保護者の同席などについても、臨機に対応する。

### 3 引継ぎ日程及び役割等について・・・別紙

#### <関係法令・通知等>

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について  
(平成30年8月27日付け30文科第756号文部科学省初等中等教育局長通知)
- 教育と福祉の一層の連携等の推進について  
(平成30年5月24日付け30文科初第357号・障発0524第2号文部科学省初等中等教育課長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)

#### <引用・参考文献等>

- ※ 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編
- ※ 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編
- ※ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン  
(平成29年3月 文部科学省)

3 引継ぎ日程及び役割等について

月・日程	○小学校が行うこと	■中学校が行うこと
1学期初 夏季休業 2学期初	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・承諾・評価・見直し</li> <li>○日程、内容等の打合わせ</li> </ul> <div data-bbox="391 436 710 526" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">6年生ケース会議</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等を基に行う</li> </ul> <div data-bbox="399 772 710 884" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">進学に向けての 教育相談</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別懇談週間、普段の懇談等を活用</li> <li>○本人・保護者の不安等の確認</li> <li>○中学校参観・中学校での教育相談希望確認</li> </ul> <div data-bbox="391 1097 710 1198" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">本人・保護者</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○場合によっては担任等同行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日程、内容等の打合わせ</li> </ul> <div data-bbox="973 436 1332 526" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">Co・SC等の参加</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>■児童の実態を把握する</li> <li>■中学校での情報共有</li> </ul> <div data-bbox="1125 683 1428 817" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">小学校での 授業参観</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>■授業を参観しての児童の見取り</li> <li>■小学校との情報共有</li> <li>■Co・SC等による</li> <li>■中学校での情報共有</li> </ul> <div data-bbox="981 1108 1300 1243" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">学校見学 教育相談</div>
3学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の評価・見直し</li> <li>※合理的配慮の確認を確実に行う</li> <li>○引継ぎ資料の作成</li> </ul> <div data-bbox="383 1355 694 1433" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">6年生ケース会議</div>	<div data-bbox="1005 1691 1276 1780" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">引継ぎ会</div>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、記録等による引継ぎ</li> </ul> <div data-bbox="391 1680 718 1769" style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">担任・Co参加</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※新しい学びの場で提供可能な合理的配慮の再検討・引継ぎ</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校からの依頼を受け、ケース会議等に参加</li> </ul>	<div data-bbox="973 1937 1316 2004" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">校内での情報共有</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ケース会議等に参加を依頼するなど、必要に応じて小学校と連携</li> </ul>

# 特別支援教育に関する相談や支援要請について

県北教育事務所

## 「切れ目のない支援体制整備事業」

「旧 インクルーシブ教育システム推進事業」

をご活用ください！



【まず電話でご相談ください】

県北教育事務所 024-521-2818

学校教育課指導主事 特別支援教育担当 小林 直輝(こばやし なおき)



特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援・研修支援を行います

学校等からの相談内容やニーズに応じて、その専門性を有した県北域内の県立特別支援学校の教員を派遣します。

視覚支援学校、聴覚支援学校福島校、大笹生支援学校、須賀川支援学校  
医大校が、県北教育事務所や特別支援教育センターと連携しながら支援  
します。肢体不自由については、郡山支援学校からの派遣も可能です。

### <こんなことができます！>

- 発達や学習・行動面で気になる幼児児童生徒のつまずきの背景・要因に応じた支援、障がいや病気により配慮が必要な幼児児童生徒の対応に関する助言（ケース会議による支援策や合理的配慮の検討、入院している児童生徒の学習保障や退院後の配慮についての相談等）
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用支援
- 特別支援学級・通級指導教室の授業づくり等に関する助言（授業の構想、教材教具、教育課程に関する支援、障がいのある幼児児童生徒の学びの場や進路についての情報提供等）
- 見え方、聞こえ方、学びにくさの評価や疑似体験、総合的な学習の時間等における障がい理解に関する授業支援
- 特別支援教育に関する教員の研修（ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり等）

電話後、申込み手続きから支援実施までの流れは？

### 市町村立幼稚園・小・中学校の場合

県北教育事務所のホームページからも依頼様式をダウンロードすることができます。

- ① 市町村教育委員会に、書面で申込みます。
- ② 市町村教育委員会より県北教育事務所へ依頼が届きます。
- ③ 教育事務所より当該特別支援学校に教員の派遣を要請します。
- ④ 当該特別支援学校から依頼主の学校等に連絡し、日程調整等を行います。
- ⑤ 特別支援学校教員が当該学校等を訪問し、支援を行います。

### 高等学校、保育所、私立幼稚園・保育所・学校の場合

- ① 県北教育事務所に、書面で申込みます。
- \* ②～⑤までの流れは、市町村立学校等と同じです。

要請内容によっては、県北教育事務所指導主事が相談や指導助言を行います

対応困難な事例、他機関との連携等の相談に応じます。また、授業研究会や校(園)内研修等での指導助言、「個別の教育支援計画・指導計画」の作成・活用や教育課程の編成等に関する指導助言を行います。

電話後、書面での派遣申請をお願いします。